

緊急告知 FM ラジオの無償配付を行っています

全世帯を対象に防災ラジオを無償で配付(貸与)しています。 災害時などで緊急情報が入ると自動的に起動するいざというとき のためのラジオです。緊急告知放送は、コミュニティ放送局「エフ エムくりやま(78.8MHz)」の放送電波を利用しています。日頃の防 災への備えとして是非お受け取りください。



緊急告知 FM ラジオ・T 型 FM アンテナの受け取り場所

- ※窓口の開設時間は平日の9:00から17:00です。
- ※来庁することが難しい場合や、ご都合がつかない場合はご相談ください。
- ※緊急告知FMラジオおよびT型FMアンテナの配付は、各世帯1台(1個)です。

■総務課

広報・防災・情報グループ (役場旧庁舎 2階) ☎ 73-7501

■ブランド推進課

観光・賑わい推進グループ (旧岡嶋商店) ☎ 76-7787 ■南部公民館

2 75-2111

【問い合わせ】 ブランド推進課観光・賑わい推進グループ ☎ 76-7787

気象台からのお知らせ

冬の備えの再確認をしましょう

冬期間は冬型の気圧配置となる日が多いため、筋状の雪雲が次々と発生して日本海側へたく さんの雪を降らせ、大雪やふぶき吹き溜まりによる交通障害になることもあります。

また、冷たい空気の流入により最高気温が0度未満となる真冬日が続くと、水道管凍結の可能性もあります。冬の交通障害や水道管凍結防止の備えをもう一度確認しましょう。

【問い合わせ】 札幌管区気象台天気相談所 ☎ 011 (611) 0170

「相続登記の義務化」をご存知ですか?

昨年4月1日から、不動産の登記簿を見ても所有者が分からない「所有者不明土地」の発生を予防するため、土地・建物を相続した場合、その取得を知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務となっています。

なお、正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。 相続した土地・建物の相続登記は、早めに申請しましょう。

※令和6年4月1日より前に相続した土地・建物も忘れずに

この場合は、法律の施行日から3年以内(令和9年3月31日まで)に登記をする必要があります。

【個別事案に関するご相談】

■制度に関する詳細は

札幌司法書士会「相続登記相談センター」 ☎ 011 (211) 6665 (平日の正午~午後 3 時) (法務省 相続登記 Q)で検索

【問い合わせ】 札幌法務局岩見沢支局 ☎ 0126 (22) 0619

ごみ分別のさらなるご協力を お願いします!

「資源になる紙類」は燃やせるごみ袋に入れないで

令和6年4月よりごみの分別方法が変更され、多くのごみが燃やせるごみになりましたが、適正なごみ分別のご協力を引き続きお願いします。

燃やせるごみは、焼却する量に応じて町が費用を負担していますが、コピー用紙や箱類、包装紙などの紙類を資源として適正に分別することで焼却ごみを減量することができます。さらに、紙資源は売却することで貴重な収入にもなります。

分別が適正に行われることで、町民の皆さんの将来的な負担軽減につながりますので、ごみ分別の さらなるご協力をお願いします。

CHECK

「資源になる紙類」の分別方法

- ●「資源になる紙類」は以下の6種類に分けられます。
- ①新聞紙・チラシ類
- ②雑誌類
- ③ダンボール
- 4)箱類
- ⑤牛乳パック
- ⑥雑紙(包装紙、メモ紙、はがき、カレンダーなど)

種類ごとに分け、ひもで縛って出してください。

- ※⑥のみ、指定ごみ袋(黒の資源袋)に入れてください。
- ※食品などの汚れが付いた紙は再生できません。その場合は、燃やせる でみ袋に入れてください。

粗大ごみの回収方法

指定袋に入らない大きさのごみは、粗大ごみとして毎月第1・3金曜日に戸別回収を行っています。 (完全予約制)

- ●予約から回収までの流れ
- ① 事前に電話か環境政策課の窓口にて申込み。1度の回収で10点まで。
- ② 回収日の3~4日前までに、環境政策課より回収する時間を電話でお知らせします。
- ③ 粗大ごみは回収日までに、ご自宅の外まで移動しておいてください。 ※粗大ごみの回収で、ご自宅の中に入ることはありません。
- ④ 当日粗大ごみを回収した後に、その場で手数料をお支払い頂きます。 ※当日不在の場合は、回収した粗大ごみの一覧をポストに投函し、後日納付書を送付します。 ※手数料は、2024年4月版家庭ごみ・資源物の「分け方・出し方」P16を参照してください。

●注意事項

引っ越しごみや一度に10点以上の粗大ごみがある場合は回収できません。「自己搬入」として 桜山環境センターへ持ち込み、処分をお願いします。

※事前に、環境政策課または南部公民館窓口にて「自己搬入」の手続きを行ってください。